

第四次地域管理経営計画書 (津軽森林計画区)

(一斉変更)

計画期間 { 自 平成24年4月 1日
至 平成29年3月31日 }

(第一次変更 平成25年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）附則第3条の規定により変更する。
- 2 効率的な路網整備の推進のため路線計画を変更する。
- 3 国民参加の森づくりについて、国有林のフィールドを提供する協定を締結したことから変更する。

【変更項目及び頁】

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	10
4 主要事業の実施に関する事項	12
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	
4 その他必要な事項	12
IV 国有林野の活用に関する事項	
1 国有林野の活用の推進方針	12
V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	13
1 公益的機能維持増進協定締結に関する基本的な方針	13
2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	13
VI 国民の参加による森林の整備に関する事項	13
3 その他必要な事項	13

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原始的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養^{かん}を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

なお、具体的な取扱いについては、別途定める管理経営の指針に基づき実施することとする。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある。)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表1)	快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表2)
	気象害防備エリア			山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表4)
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表3)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表5)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち	
		土砂流出・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	34,808	33,735	1,073

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち
		保護林
面 積	26,733	13,939

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うちレクリエーションの森
		面 積

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積 (単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	該当なし

- ⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項
水源涵養^{かん}タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養^{かん}タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	8 5, 7 9 0

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 相内・太田地区（金木 501～560、638、639 林班）

相内・太田地区は、十三湖に注ぐ相内川、桂川等の河川の上流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギを主とする人工林からなっている。

地質は、大部分が砂岩、凝灰岩質砂岩となっており、桂川、相内川及び太田川流域は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、上流部の一部は急峻な地形であることから、土砂流出防備保安林に指定されている。また、海岸沿いの十三、五月女菴地区は、日本海からの風が強く、後背地に集落及び耕作地があることから、一帯が防風保安林に指定されている。このため、全区域において水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能及び快適環境形成機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、津軽半島稜線の四ツ滝山周辺は、優れた景観を有することから、「四ツ滝山県自然環境保全地域」に指定されており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 小泊・磯松地区（金木 561～636、775～783 林班）

当地区は、南北に長く、小泊から北は、津軽半島の稜線から日本海に向かった斜面、以南は、小泊川流域及び小泊崎周辺に位置する丘陵林で、全体的にヒバを主とする天然林及びスギを主体とする人工林からなっている。

権現崎及び冬部沢以北は風光明媚な稜線や海岸線が続くことから、大部分が「津軽国定公園」に指定されており、景観の提供等生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」以外の地域及び磯松川地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、特に、小泊川流域及び冬部沢流域は、上水道水源を有するなど渇水緩和、水質保全が求められている。両流域とも上流部は急峻な地形であることから水源かん養地帯はそれぞれ土砂流出防備保安林に指定されていることから、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 喜良市地区（金木 1～67、69、71～95 林班）

当地区は、金木川、小田川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギを主とする人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、小田川ダムの上流部一帯及び主要な主流の両岸とその上流部は急峻な地形であることから、土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」

と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

このほか、小田川上流部の稜線一帯は、「レクリエーションの森（眺望山自然休養林）」に選定しており、自然とのふれあいの場の提供等保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、32～34林班は、分収造林地となっていることから、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営する。

エ 飯詰地区（金木 101～118、120～153 林班）

当地区は、北から大淵川、飯詰川、前田野目川流域に位置する丘陵林で、ヒバ、アカマツを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

大淵川流域は、分収造林地が集中する131林班を除いて全域が水源かん養保安林に指定されており、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

飯詰川流域は、過去に大規模な山地崩壊が発生した支流の坪毛沢上流一帯が土砂流出防備保安林に、また、飯詰ダムに隣接する下流部はヒバを主とする天然林と広葉樹の四季の色彩が美しいことから、「レクリエーションの森（飯詰山自然観察教育林）」に選定しており、それと合わせて保健保安林に指定され、他の地域は水源かん養保安林に指定されている。土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林については、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分、自然観察教育林については、自然とのふれあいの場等、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

前田野目川流域は、馬神山、梵珠山周辺及び稜線部が、「レクリエーションの森（眺望山自然休養林）」に選定して、保健保安林に指定されており、自然とのふれあいの場等保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。また同流域内で水源かん養保安林に指定されている地域も、水源涵養機能を発揮させつつ、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 中里地区（金木 201～238 林班）

当地区は、北から尾別川、中里川、宮野沢川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、最上流部は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。なお、各流域の下流部は分収造林地が多く、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、中里川流域の下流部は、「レクリエーションの森（津軽中里自然観察教育林）」に選定して、自然とのふれあいの場として広く利用されており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 薄市地区（金木 301～305、307～312、314～320、322～342 林班）

当地区は、薄市川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

南側の中野股沢と相ノ又沢流域一帯及び脊梁山脈沿いの地域は、後背地の農耕地等の保護等から土砂流出防備保安林に指定されており、各流域の中流部は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壌保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。なお、下流域に多数存在する分収造林地については、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営する。

キ 今泉地区（金木 343～371 林班）

当地区は、全域が今泉川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、分収造林地及び薪炭共用林を含む365・367林班以外の全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 屏風山地区（金木 402～448 林班）

当地区は、つがる市木造、車力の日本海の七里長浜に沿って広がる海岸林で、その大部分がカシワの天然林及びクロマツ人工林からなっている。

当地区は、海からの風が強く、後背地に集落及び耕作地があることから、ほぼ全域が防風保安林に指定されており、快適環境形成機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ 赤石地区（津軽 2001～2028、2030～2042、2045～2061、2065～2073 林班）

当地区は、小童子川、大童子川、中村川、赤石川の各中下流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

大童子川及び中村川流域は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

赤石川流域は、優れた景観を有することから、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されているとともに、「レクリエーションの森（くろくまの滝風景林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

コ 奥赤石地区（津軽 2043～2044、2062～2064、2084～2090 林班）

当地区は、赤石川の最上流部に位置し、ブナを主とする原生的な天然林が広がっている。

当地区は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生育・生息することから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「白神山地自然環境保全地域」、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

サ 岩木山西麓地区（津軽 2074～2079 林班）

当地区は、岩木山の西麓から北麓にかけて位置し、中腹から山頂まではブナを主とする天然林、裾野はスギやカラマツの人工林からなっている。

優れた景観を有することから、ほぼ全域が「津軽国定公園」に指定されているとともに、大鳴沢川周辺地域は、スキー場として利用されていることから、「レクリエーションの森（野外スポーツ地域岩木山・鱒ヶ沢スキー場）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

シ 追良瀬地区（津軽 3001～3049、3114、3119 林班）

当地区は、追良瀬川流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、追良瀬川では内水面漁業が行われていることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、比較的傾斜の緩やかな下流部を除いた中下流部は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

「白神山地森林生態系保護地域」に隣接する上流部の一部は、白神山地への登山ルートとして利用されるとともに白神山地の展望が良好な地域であることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ス 奥追良瀬地区（津軽 3111～3113、3115～3118、3120～3122 林班）

当地区は、追良瀬川の最上流域に位置し、ブナを主とする原生的な天然林からなっている。

当地区は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「白神山地自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

セ 深浦地区（津軽 3050～3063 林班）

当地区は、深浦港の後背地に広がっており、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ソ 笹内地区（津軽 3064～3079、3109～3110 林班）

当地区は、笹内川流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、地形が急峻であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵

養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養^{かん}タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

笹内川と追良瀬川の分水嶺周辺は、優れた景観を有することから、「津軽国定公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

タ 松神・大間越地区（津軽 3080～3107 林班）

当地区は、秋田県境から十二湖までの日本海に面しており、ブナを主とする天然林及びスギやクロマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域に集落や耕作地が広がり、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壤保全機能及び水源涵養^{かん}機能を発揮させるため、主として「水源涵養^{かん}タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

神秘的な湖沼が連なる十二湖周辺は、自然探勝やキャンプ等に利用されていることから、「レクリエーションの森（津軽十二湖自然休養林）」に選定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、「白神山地森林生態系保護地域」に隣接する上部一帯は、ブナを主とする天然林であることから、生物多様性保全機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

チ 中村川地区（津軽 1～24 林班）

当地区は、中村川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養^{かん}機能を発揮させるため、主として「水源涵養^{かん}タイプ」に区分して管理経営を行う。

ツ 岩木山東麓地区（津軽 25～46 林班）

当地区は、岩木山山頂から東麓、南麓にかけて位置し、中腹から山頂まではブナを主とする天然林、裾野はスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、優れた景観を有することから、ほぼ全域が「津軽国定公園」に指定されているとともに、南麓は、スキー場として広く利用されていることから、「レクリエーションの森（野外スポーツ地域岩木山スキー場）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

テ 岩木川地区（津軽 101～150、158～164、175～203、341～407 林班）

当地区は、岩木川及び相馬川、大川、大秋川等の支流に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、既設の目屋ダムを上回る規模の津軽ダムが建設中であるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、

水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

「白神山地森林生態系保護地域」に隣接している上流部一帯は、ブナを主とする天然林が広がっており、暗門大橋、津軽峠付近は暗門地区への入山口として広く利用されていることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ト 暗門地区（津軽 151～157、165～174 林班）

当地区は、岩木川流域の源流部に当たる大川と暗門沢流域に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「白神山地自然環境保全地域」、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されているほか、「レクリエーションの森（暗門の滝自然観察教育林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ナ 一野渡地区（津軽 309～337 林班）

当地区は、大和沢川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているとともに、沢沿いは砂防指定地に指定されていることから、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

尾神沢の下流部は、溪流と奇岩の景勝地で、自然探勝等利用者が多いことから、「座頭石県自然環境保全地域」に指定されているとともに、「レクリエーションの森（座頭石風景林）」を選定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ニ 大鰐地区（津軽 502～598 林班）

当地区は、平川の支流の虹貝川、三ツ目内川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

三ツ目内川流域の折紙沢には上水道水源地が設置されているほか、虹貝川流域には早瀬野ダムがあるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ヌ 碓ヶ関地区（津軽 701～802 林班）

当地区は、平川、大落前川及び津刈川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

津刈川流域には久吉ダム、平川流域には遠部ダムがあるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ネ 板留・大川原地区（津軽 1001～1009、1012～1047 林班）

当地区は、八甲田山の西側で、浅瀬石川支流の中野川、湯ノ沢、板家戸沢、青荷川流域等の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、二庄内ダムがあるなど下流域の農業用水等の重要な水源であることからほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、沢沿いは、崩壊地が多いことから土砂崩壊防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

上流部は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ノ 葛川・善光寺平地区（津軽 1048～1073、1075～1084 林班）

当地区は、八甲田山の南西側で、浅瀬石川流域の源流部に当たる小浅瀬石川、砂子沢、寒川沢に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

上流部は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」等に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ハ 切明・大木平地区（津軽 1085～1117 林班）

当地区は、切明沢、摺毛沢、温川沢の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。県境付近は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、津軽流域林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には、地元スギ材の需要拡大の推進、ヒバの安定供給、低コスト作業システムの推進、松くい虫被害の早期発見、早期防除対策、間伐促進のための高性能林業機械の活用や列状間伐の実施、効率的な路網整備、ボランティア団体等が実施する森林整備、体験林業等の場としてフィールドの提供などに積極的に取り組むこととする。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村、林業事業者等と連携し、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図る。また、現地検討会等を開催することにより、民有林における低コスト化施業の普及・定着に努める。

(2) 林業事業者の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業者の安定的な雇用の確保に資することとする。また、国有林材の安定供給システム販売の推進、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに努める。

(3) 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。具体的には、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

また、民有林と連携して、間伐等から生産される木材資源から木質バイオエネルギーとしての活用を推進する。

(4) 森林・林業技術者等の育成

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を各種研修や業務を通じて育成することとする。

また、育成したフォレスター等及び県のフォレスター等と連携し、市町村森林整備計画策定への支援を行うとともに、技術指導や研修に必要な国有林野の多種多様なフィールドの提供、意見交換会等を通じて民有林の人材育成を支援する。

(5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等の技術開発を推進する。

その際、多様な森林のまとまりのあるフィールドを活用し、先駆的な技術や手法について国有林の管理経営や民有林における普及・定着に努める。

(6) その他

① 松くい虫被害防止の取組

県、市町村、地元自治体等と連携して、日本海側を北上しつつある松くい虫の被害を未然に防ぐため、巡視活動を強化するとともに民有林と情報の共有や意見交換を行う。

② 下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

市町村、NPO、ボランティア団体等と連携し、自然再生マップ等に基づいた森林整備等の支援、体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

また、森林クリーン作戦を実施するとともに、活動状況を地元新聞・市町広報及び局広報等を活用してPRに努める。

4 主要事業の実施に関する事項

(4) 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	37	53,500	1	100

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

4 その他必要な事項

(4) その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

本計画区内の白神山地・暗門の滝自然観察教育林は、渓谷、滝、湖、温泉等が随所に見られ、高山植物、生息動物も豊富で、各峰山頂からの眺望、森林と渓谷景観は特にすばらしく、遊歩道、登山道も整備され春から秋にかけて利用されている。

このように、国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	2	1, 137
自然観察教育林	3	1, 687
風景林	—	—
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	2	1, 410
風致探勝林	2	147
総 数	9	4, 381

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該私有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、私有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進する。

2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、私有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

遊々の森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
などわの郷 (弘前市)	湯口山国有林 (津軽 341と)	3. 8 4
あすなろ自遊モリ森 (中泊町)	今泉山国有林 (金木 350は1、358は1、は8、362に4)	6 4. 9 4